

議案第十二号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めむ。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年三月九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第三十一号。）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

利用者の区分	室別	定員 (宿泊の定員)	休憩使用料 (一人一回当り)	宿泊使用料 (一人一泊当り)	午後五時以降 入浴使用料 (一人一回当り)	備考 (使用料の特例等)
一町内に住所を有する者 以上六人以上の者 以上十人以上の者 以上二十人以上の者 以上三十人以上の者 以上四十人以上の者 以上五十人以上の者 以上六十人以上の者 以上七十人以上の者 以上八十人以上の者 以上九十人以上の者 以上百人以上の者	大集会室 和室 (六畳)	三六 人	〇円	一円		1 小中学生の休憩及び宿泊使用料は、定員に割を減額した額とし、乳幼児に割を減額した額と相当額とする。
二町内に住所を有する者 以上十人以上の者 以上二十人以上の者 以上三十人以上の者 以上四十人以上の者 以上五十人以上の者 以上六十人以上の者 以上七十人以上の者 以上八十人以上の者 以上九十人以上の者 以上百人以上の者	大集会室 和室 (六畳)	三六	七〇 (三〇〇)	四〇〇	大人 五〇円	2 以上の者が大集会室を占有して使用するときは、最低使用料は一疊当り一五〇円とする。
三町内に住所を有する者 以上十人以上の者 以上二十人以上の者 以上三十人以上の者 以上四十人以上の者 以上五十人以上の者 以上六十人以上の者 以上七十人以上の者 以上八十人以上の者 以上九十人以上の者 以上百人以上の者	大集会室 和室 (六畳)	三六	二〇〇 (二〇〇〇)	一	乳幼児 三〇円	3 宿泊使用者が定員の五割に未たないときは、定額の二割を加算する。
四町内に住所を有する者 以上十人以上の者 以上二十人以上の者 以上三十人以上の者 以上四十人以上の者 以上五十人以上の者 以上六十人以上の者 以上七十人以上の者 以上八十人以上の者 以上九十人以上の者 以上百人以上の者	大集会室 和室 (六畳)	三六	二〇〇	一	二十円	4 酒類等を飲食したときは一人当り五十円を加算する。
五町内に住所を有する者 以上十人以上の者 以上二十人以上の者 以上三十人以上の者 以上四十人以上の者 以上五十人以上の者 以上六十人以上の者 以上七十人以上の者 以上八十人以上の者 以上九十人以上の者 以上百人以上の者	大集会室 和室 (六畳)	三六	二〇〇 (二〇〇〇)	一	二十円	5 休憩使用者の備品使用料は、布団一組二〇〇円以内、浴衣一枚一〇〇円以内、電気こたつ(こたつ)一枚一〇〇円以内とする。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。